5　ウズベキスタン共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

6　ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備（車両を含む。）の輸入及び再輸出に関してウズベキスタン共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してウズベキスタン共和国において課される全ての付加価値税

9　ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

10　ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月十日にタシケントで

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　平田健治

ウズベキスタン共和国
副首相兼経済・財務大臣
クチカーロフ・ジャムシッド・アンヴァロヴィッチ閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（年間の利子率）	償還期間	支出期間（借款契約の効力発生の日の後）
1　公共施設における省エネルギー推進計画	二百十七億八千八百万円（二、一七八、〇〇〇、〇〇〇円）	二・四パーセント	七年の据置期間の後十八年	八年
		コンサルタントに対する支払部分　〇・八パーセント		
2　産業分野における省エネルギー推進計画	百四十九億六千九百万円（一、四九六、〇〇〇、〇〇〇円）	二・四パーセント	七年の据置期間の後十八年	六年
		コンサルタントに対する支払部分　〇・八パーセント		

総額　三百六十七億五千七百万円（三六、七五七、〇〇〇、〇〇〇円）

（ウズベキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月十日にタシケントで

ウズベキスタン共和国
副首相兼経済・財務大臣
クチカーロフ・ジャムシッド・アンヴァロヴィッチ

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　平田健治閣下

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村南山七三の二、七七の一から七七の四まで、七七の七、八〇の二、八一の一から八一の五まで、八二の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）